

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月8日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

#### 広島県公安委員会規則第9号

##### 広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の事務の委任）

第4条 次に掲げる事務は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この条において「法」という。）第17条第1項の規定に基づき警察本部長に委任する。

- (1) 法第5条第1項の規定による禁止命令等
- (2) 法第5条第2項の規定による聴聞
- (3) 法第5条第3項前段の規定による禁止命令等
- (4) 法第5条第3項後段の規定による意見の聴取
- (5) 第1号及び第3号に掲げる禁止命令等に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (6) 法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分
- (7) 法第5条第10項において準用する同条第2項の規定による聴聞
- (8) 法第5条第10項の規定において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
- (9) 法第13条第2項の規定による報告徴収等

2 次に掲げる事務は、法第17条第1項の規定に基づき警察署長に委任する。

- (1) 法第5条第3項前段の規定による禁止命令等
- (2) 前号に掲げる禁止命令等に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる禁止命令等をするために必要があるときに行うものに限る。）

附 則

この公安委員会規則は、平成29年6月14日から施行する。